

申請書類等一覧表

対象：中国管内5県に本店を有する国土交通大臣許可業者

申請書・添付書類・確認資料	書類の名称	様式番号 / 根拠法令等		申請の区分							書類の提出先		
				新規	許可換え新規	般・特新規	業種追加	更新	般・特新規十業種追加	般・特新規十更新		業種追加十更新	般・特新規十業種追加十更新
申請書	建設業許可申請書	第1号	法第5条	●	●	●	●	●	●	●	本店の所在地を管轄する都道府県庁（若しくは当該県出先機関）		
	役員の一覧表	別紙一		●	●	●	●	●	●	●			
	営業所一覧表（新規許可等）	別紙二（1）		●	●	●	●	—	●	●			
	営業所一覧表（更新）	別紙二（2）		—	—	—	—	●	—	●			
	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	別紙三		●	●	●	●	●	●	●			
添付書類	工事経歴書	第2号	法第6条第1項第1号	●	◎	●	●	◎	●	◇	本店の所在地を管轄する都道府県庁（若しくは当該県出先機関）		
	直前3年の各営業年度における工事施工金額	第3号	法第6条第1項第2号	●	◎	●	●	◎	●	●			
	使用人数	第4号	法第6条第1項第3号	●	◎	●	●	◎	●	●			
	誓約書	第6号	法第6条第1項第4号	●	●	●	●	●	●	●			
	経営業務の管理責任者証明書	第7号	法第6条第1項第5号	●	●	●	●	●	●	●			
	専任技術者証明書（新規・変更）	第8号(1)	法第6条第1項第5号	●	●	●	●	—	●	●			
	専任技術者証明書（更新）	第8号(2)	法第6条第1項第5号	—	—	—	—	●	—	●			
	卒業証明書	—	省令第3条第2項	●	●	●	●	◎	●	◇			
	実務経歴証明書	第9号	省令第3条第2項	●	●	●	●	◎	●	◇			
	その他の資格証明書	—	省令第3条第2項	●	●	●	●	◎	●	◇			
	指導監督的実務経歴証明書	第10号	省令第4条第1項第2号	●	●	●	●	◎	●	◇			
	その他の資格証明書	—	省令第4条第1項第2号	●	●	●	●	◎	●	◇			
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	省令第4条第1項第1号	●	●	●	●	●	●	●			
	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	第11号の2	省令第4条第1項第2号	●	●	□	◎	◎	□	□		◎	□
	許可申請書の略歴書	第12号	省令第4条第1項第3号	●	●	●	●	●	●	●		●	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書	第13号	省令第4条第1項第4号	●	●	●	●	●	●	●		●	
	成年被後見人及び被後佐人に該当しない旨の登記事項証明書	—	省令第4条第1項第5号	●	●	●	●	●	●	●		●	
	成年被後見人及び被後佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	—	省令第4条第1項第6号	●	●	●	●	●	●	●		●	
	定款	—	省令第4条第1項第7号	●	●	◎	◎	△	◎	△		△	
	株主（出資者）調書	第14号	省令第4条第1項第8号	●	●	◎	◎	△	◎	△		△	
	貸借対照表	第15号	省令第4条第1項第9号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
	損益計算書 完成工事原価報告書	第16号	省令第4条第1項第9号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
	株主資本等変動計算書	第17号	省令第4条第1項第9号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
	注記表	第17号の2	省令第4条第1項第9号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
	附属明細表	第17号の3	省令第4条第1項第9号	※1	●	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
	貸借対照表	第18号	省令第4条第1項第10号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
損益計算書	第19号	省令第4条第1項第10号	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
登記事項証明書	—	省令第4条第1項第11号	●	●	◎	◎	△	◎	△	△			
営業の沿革	第20号	省令第4条第1項第12号	●	●	◎	◎	●	◎	●	●			
所属建設業者団体	第20号の2	省令第4条第1項第13号	●	●	◎	◎	△	◎	△	△			
納税証明書	—	省令第4条第1項第14号	※2	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
主要取引金融機関名	第20号の3	省令第4条第1項第16号	●	●	◎	◎	△	◎	△	△			
確認資料	(i) 営業所等の確認資料	イ) 営業所等の写真 ロ) 営業所所在地の案内図 ハ) 建物の所有状況が確認できるもの		●…必須提出書類 ◎…省略可能な書類 △…記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…更新申請の対象業種については省略可能 □…一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合を除き、省略可能 ※1) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。 ① 資本金の額が1億円超であるもの ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの ※2) 法人税納税証明書を提出して下さい。（知事許可の申請をする場合は「事業税」に関する証明となりますので、ご注意ください。）							中国地方整備局		
	(ii) 「経営業務の管理責任者」「専任技術者」「令第3条に規定する使用人」の確認資料	イ) 健康保険被保険者証カード（表面） ロ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ハ) 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書 ニ) 雇用保険証又は同資格取得届											
	(iii) 「経営業務の管理責任者」に関する確認資料	登記事項証明書											
	(iv) 「専任技術者」に関する確認資料（実務経験者のみ）	実務経歴証明書記載の工事に関する請負契約書等 指導監督的実務経歴証明書記載の工事に関する請負契約書等											
	(v) 「令第3条に規定する使用人」に関する確認資料	委任状等											

●…必須提出書類 ◎…省略可能な書類 △…記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…更新申請の対象業種については省略可能
□…一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合を除き、省略可能
※1) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
① 資本金の額が1億円超であるもの
② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
※2) 法人税納税証明書を提出して下さい。（知事許可の申請をする場合は「事業税」に関する証明となりますので、ご注意ください。）